

経営計画に基づき、商工会と一体となって販路開拓に取り組む小規模事業者を応援します！

平成28年度第2次補正予算

小規模事業者持続化補助金のご案内

小規模事業者が商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用（チラシ作成費用や商談会への参加費用等）、あるいは、販路開拓等の取組みとあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための費用の一部を補助します。（業務効率化の取組みのみでは認められません）

補助内容

補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助上限額	50万円 ただし、「従業員の賃金を引き上げる取組み」「雇用を増加させる取組み」や「買物弱者対策の取組み」、また「海外展開の取組み」については、補助上限額が 100万円 に引きあがります。 *原則として、個社の取組みが対象ですが、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際、補助上限額が 100万円～500万円 となります。（連携する小規模事業者数によります）

補助対象者

<小規模事業者>

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

* 商工会の管轄地域内で事業を営んでいること。

* 商工会議所地区で事業を営んでいる小規模事業者は、最寄りの商工会議所へお問い合わせください。

対象となる事業

○経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業
<対象となり得る取組事例のイメージ>

- ① 販促用チラシの作成、配布。またマスコミ媒体やウェブサイトでの広告
- ② 店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む）
- ③ 国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加
- ④ 商品パッケージ（包装）のデザイン改良
- ⑤ 買い物弱者対策事業において移動販売車両の導入による移動販売 等

* 本事業の完了後、概ね1年以内に売上につながるが見込まれる事業活動であること

募集期間等

受付開始：平成28年11月4日（金）

受付締切：平成29年1月27日（金）[締切日当日消印有効]

* なお、申請にあたっては、申請書以外に以下の書類等の添付が必要となります。

- ① 商工会の支援を受けて作成した「経営計画書」および「補助事業計画書」
- ② 商工会が発行する「事業支援計画書」

* 締切までに余裕をもって、お早めにお近くの商工会へお問い合わせください